

## 平成 28 年度除去土壌等の再生利用に係る放射線影響に関する

### 安全性評価検討ワーキンググループ(第1回)議事録

#### 【取扱注意】

1. 日 時: 平成 28 年 4 月 27 日(水) 15:00~17:10
2. 場 所: JAEA 東京事務所(富国生命ビル)20 階第 1 会議室
3. 出席者(敬称略):  
委員:佐藤委員長、明石委員、飯本委員、木村委員、田上委員、山本委員  
環境省:中間貯蔵チーム 小野、山田、合田、金子、永野、除染チーム:富田、河原、野本  
事務局(JAEA):油井、宮原、浅妻、武田、岡田、加藤、梅澤、中澤、倉知  
オブザーバ:JAEA 吉川、高橋
4. 資 料:  
席次表  
WG1-1 放射線影響安全評価検討 WG の設置について(案)  
WG1-2-1 放射線審議会 勉強会資料  
放射線物質汚染対処特措法に基づく環境回復措置の概要(案)  
WG1-2-2 放射線審議会 勉強会資料  
減容処理後の浄化物の安全な再生利用に係る基本的考え方骨子(案)  
WG1-3 減容処理後の浄化物の安全な再生利用に係る放射能濃度の考え方(ドラフト)
5. 議事等  
環境省及び事務局より資料 WG1-1~WG1-3 の説明を行った。

#### ○資料 WG1-1

佐藤委員長:検討内容に「(3)安全な再生利用のため利用者側の実態等も踏まえた管理方策について検討を行う。」が追加されているがその経緯は何か。

事務局:これまでは線量、濃度を議論してきたが今後、審議会では利用方法についても問われると思われるので追加した。

#### ○資料 WG1-2-1

田上委員:P1 の左図 2011 年 4 月の航空機モニタリングの結果だとヨウ素を含んだ線量評価だがなぜこの図を使っているのか。最新の結果を使った方が再生利用には良いのでは。

環境省:避難指示時のデータを使っただけであるが、最新データとする。

飯本委員:P14, 15 の資料で 3000、8000Bq/kg と出てくるが、数値ありきではないはずなので、この資料は 1-2-2 の資料の最後に入れた方が良いのでは。

環境省:拝承。

田上委員:P5 の処理フローで対策地域内廃棄物に基準値があったのでは。書き方が違うのでは。

環境省:特に問題ない。公開情報と同じである。

#### ○資料 WG1-2-2

佐藤委員長:P2 の目的及び位置付けでなぜ再生利用が必要なのかを説明する資料が必要では。1 行目の最終処分場の確保の観点だけしか書かれていなく、これだけではなかったのではないか。この

前段については一番重要になるところだと思う。

油井:ICRP の正当化、最適化の考えを出して国際的な考えも取り入れていることを強調してはどうか。

環境省:これまでの WG でまとめた正当化、最適化の考えを追加する。

山本委員:P6 の濃度レベルをなぜ出すのが審議会に伝わるか疑問である。線量基準で留めないで利用者の使いやすさから濃度レベルを出しているという説明があった方がよいのでは。

明石委員:P2 のリスクは、再生利用先が未定だからか醸成を図るのか、もっと再生利用を図らなければならないから醸成を図るのか。

環境省:国民の理解を得て、具体化したらその地域、地元の理解を得ると考えている。

飯本委員:P6 の表で追加被ばく線量のさらなる低減で 0.01mSv/y を明記する必要はないのではなか。

環境省:利用者側は数値が曖昧だと使いづらいのでこのように記載した。

飯本委員:P6 の \* 2 で原文は ICRP であるが一部作文している箇所があるので原文を引用する方がよい。

事務局:山本委員と相談して修文する。

田上委員:再生資材の濃度レベル8000Bq/kg が唐突に出てくる感じがする。8000Bq/kg はあくまでも上限であるので、8000Bq/kg を目指して操作しているように思われなようにすること。

環境省:説明の際十分注意して誤解されないよう行う。

佐藤委員長:P10 の WG 委員の氏名役職等を本日欠席の委員にも確認すること。

山本委員:P13 のクリアランスの使用制限は「無し」になっているが原子炉等規制法では金属・コンクリート等使用できるものは決まっている。それら資材の特性として用途がある程度制限されるのではないか。

飯本委員:クリアランスは計画被ばくの中で管理された物を管理から外すということ。対して除去土壌は現存被ばく状態を低減する過程で出てきたものを管理して再生利用するということであり、考え方のベースラインが異なることが伝わるようにした方がよいのではないか。

環境省:表現等を相談しながら修正する。

木村委員:P12 の表で当面の考え方(内閣府)と特措法(環境省)の管理省庁が違うので出典を記載しては。

環境省:P6 の※を同様に記載して出典を明確にする。

#### ○資料 WG1-3

田上委員:各用途で周辺住居者(子ども)と道路利用者(子ども)の被ばくについて重複することも考えられるが、それを考慮して評価しているのか。一般の方の子供に対する懸念事項を考慮して評価して見せた方がよい。食品の評価も子供は手厚く評価した経緯がある。

事務局:被ばく経路の評価は個々の評価で実施するのが基本であるが、関心の高い子供については重畳を考慮して評価する。

佐藤委員長:P14の追加的管理で、1mSv/y を超えても管理方法を変えれば8000Bq/kg を使えるという説明では8000Bq/kg ありきに見える。初めの趣旨と違ってくるのでは。

環境省:通常の公共事業で出てくる残土が基準値を超えたとき中間貯蔵施設に搬入することになる。極力その場で使える土壌まで中間貯蔵に入ってくるのを避けたい。

佐藤委員長:モデルを決めて評価したものとなつながら、使用様式(用途、方法)が変わればそれに応じた評価線量である濃度も変わるということが伝わらない。

以上